

介護予防訪問看護重要事項説明書

明生訪問看護ステーション「ひまわり」

介護予防訪問看護サービスの提供開始にあたり、厚生労働省第37号8条に基づいて、当事業所が利用者に説明すべき重要事項は次のとおりです。

1 事業者概要

事業者の名称	医療法人明生会
事業者の所在地	四国中央市金生町下分1249番地の1
代表者氏名	長谷川一朗
電話番号	0896-58-5666

2 事業所概要

事業所の名称	明生訪問看護ステーション「ひまわり」
事業所の所在地	四国中央市金生町下分1243番地1
管理者氏名	真鍋 由紀
電話番号	0896-58-5803
指定事業所番号	3861392797

3 事業の目的

要支援状態にあり、かかりつけの医師が介護予防訪問看護の必要を認めた者に対し適性な介護予防訪問看護等を提供することを目的とします。

提供するサービスの第三者評価の実施はありません。

4 運営の方針

- ① 事業所の訪問看護師等は、要支援者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じて療養生活を支援し、心身の機能の回復を目指します。
- ② 事業の実施に当たっては、四国中央市地域包括支援センター、介護支援専門員、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

5 職員の数と勤務体制

職種	人数	区分	勤務体制
管理者	1名	常勤	8:00~17:00
看護師	2名	常勤	8:00~17:00
准看護師	1名	常勤	8:00~17:00

管理者 従業員の管理、介護予防訪問看護の利用申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握及びその他の管理を行います。(訪問看護師と兼務)

訪問看護師 介護予防訪問看護計画書及び報告書を作成し、介護予防訪問看護の提供に当たります。

6 営業日及び営業時間

- ① 営業日 月曜日～土曜日 (休みの日：日曜日、12月31日～1月3日)
- ② 営業時間 8:00～17:00

7 緊急時の対応

指定介護予防訪問看護実施中に利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた時は、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行います。主治医の連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な処置を行います。しかるべき処置をした場合は、速やかに管理者及び主治医に報告します。

早朝、深夜等、利用者の必要に応じて訪問します。下記の電話にご連絡下さい。

事業所 0896-58-5803

事業所が不在の場合は、携帯電話に転送されます。当番の看護師が24時間対応します。

携帯電話 090-4330-7560

8 事業の実施地域

四国中央市

9 介護予防訪問看護等の内容

- ① 症状・障害の観察
- ② 清拭・洗髪等による清潔の保持
- ③ 食事・排泄等日常生活の世話
- ④ 褥創の予防・処置
- ⑤ リハビリテーション
- ⑥ 認知症患者の看護
- ⑦ 療養生活や介護方法の指導
- ⑧ カテーテルの管理
- ⑨ その他医師の指示による医療処置

10 利用料と支払い方法

介護予防訪問看護サービスが介護保険の適用を受ける場合、原則として利用料の1割、2割又は3割をお支払いいただきます。介護予防訪問看護サービスが介護保険の適用を受けない場合は、利用料の全額をお支払いいただきます。

① 訪問看護料

利用時間	20分未満	30分未満	30分以上 1時間未満	1時間以上 1時間30分未満
利用料1割	303円	451円	794円	1,090円
2割	606円	902円	1,588円	2,180円
3割	909円	1,353円	2,382円	3,270円

(准看護師による訪問の利用料は100分の90になります。)

② 加算・減算の料金

- ・夜間早朝の場合 25%加算 深夜の場合 50%加算
- ・複数名訪問加算(Ⅰ) 30分未満 1割負担254円、2割負担508円、3割負担762円
30分以上 1割負担402円、2割負担804円、3割負担1,206円
(Ⅱ) 30分未満 1割負担201円、2割負担402円、3割負担603円
30分以上 1割負担317円、2割負担634円、3割負担951円
- ・緊急時介護予防訪問看護加算 1月につき 1割負担600円、2割負担1,200円、
3割負担1,800円
- ・特別管理加算(Ⅰ) 1月につき 1割負担500円、2割負担1,000円、3割負担1,500円
(Ⅱ) 1月につき 1割負担250円、2割負担500円、3割負担750円

- ・退院時共同指導加算 1割負担 600 単位/回、2割負担 1,200 単位/回、3割負担 1,800 円
- ・初回加算 (I) 1割負担 350 単位/月、2割負担 700 単位/月、3割負担 1,050 円
(II) 1割負担 300 単位/月、2割負担 600 単位/月、3割負担 900 円
- ・サービス提供体制強化加算 (II) 1月につき 3 円(2割負担 6 円 3割負担 9 円)

③ 支払い方法

銀行引き落としの場合は、翌月 27 日に利用者の指定の口座から引き落とします。
銀行引き落としができない方は、毎月 20 日までに事業所窓口にてお支払い下さい。

1.1 利用に当たっての留意事項

利用者がサービスの中止をする場合は、速やかに明生訪問看護ステーション「ひまわり」までご連絡下さい。キャンセル料は、いただきません。

1.2 苦情申立の窓口

サービスに関する相談や苦情については、下記に記す当事業所担当窓口、行政機関で、サービス事業所に対する苦情受付対応を行っておりますのでご相談下さい。

明生訪問看護ステーション 「ひまわり」	担当者：真鍋 由紀 電 話：0896-58-5803 時 間：8：00～17：00（月曜日～土曜日）
四国中央市 地域包括支援センター	(本庁) 四国中央市三島宮川4丁目6番55号 電 話：0896-28-6147 時 間：8：30～17：15（月曜日～金曜日） (川之江窓口) 四国中央市金生町下分865番地 電 話：0896-28-6228 時 間：8：30～17：15（月曜日～金曜日）
愛媛県国民健康保険 団体連合会	代表・総務課 愛媛県松山市高岡町101番地1 電 話：089-968-8800 時 間：8：30～17：15（月曜日～金曜日）

1.3 事故発生時の対応

指定訪問看護の提供により事故が発生した場合には、速やかに市、ご家族様、関係医療機関等に連絡し必要な処置を講じます。

1.4 感染症予防及び感染症発生時の対応（衛生管理を含む）

事業所は、感染症の発生または予防及び蔓延防止の為、必要な措置を講じるとともに、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。

- ① 職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- ② 事務所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。
- ③ 事業所における感染症の予防及び蔓延防止の為の対策を検討する委員会をおおむね6ヶ月に1回以上開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底しています。
- ④ 事業所における感染症の予防及び蔓延防止のための指針を整備しています。

- ⑤ 職員に対し、感染症の予防及び蔓延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

1 5 事業継続計画の制定について

- ① 感染症や非常災害の発生において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図る為の計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- ② 職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

1 6 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権擁護、虐待防止等の為に、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- ① 虐待棒に関する担当者を選定しています。
- | | |
|-------------|-------|
| 虐待防止に関する担当者 | 真鍋 由紀 |
|-------------|-------|
- ② 虐待防止の為の対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について職員に周知徹底を図っています。
- ③ 虐待防止のための指針の整備をしています。
- ④ 職員に対して、虐待を防止するために定期的な研修を実施しています。
- ⑤ サービス提供中に、当事業所従業員又は擁護者（現に擁護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われるご利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報します。

1 7 ハラスメント対策

事業所におけるセクシャルハラスメントやパワーハラスメントを防止するための措置を講じ健全な職場環境としています。また、利用者やその家族からのカスタマーハラスメントについても適切な対応に努めます。

1 8 その他運営に関する重要事項

損害賠償について事業所は、万が一の事故発生に備えて三井海上火災保険株式会社の損害賠償責任保険に加入しています。

令和 年 月 日

介護予防訪問看護サービスの提供に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。
明生訪問看護ステーション「ひまわり」

説明者氏名 真鍋 由紀 印

本書面に基づき、サービス内容と、重要事項の説明を受けました。

利用者氏名 印

代理人氏名 印
(本人との関係)